

第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関、暗号資産交換業者等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

I 貸金業者の概況

2010年6月18日に完全施行された「貸金業法」については、貸金業者の業務の適正化を図り、多重債務問題の解決を講じる観点から、従前の「貸金業の規制等に関する法律」に、総量規制の導入による借りすぎの抑止、行為規制や参入規制、指定信用情報機関制度の創設等の改正を行ったものである。また、「貸金業者向けの総合的な監督指針」については、2007年11月7日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時改正を行ってきたところであるが、2022事務年度においては、産業競争力強化法の改正等に伴う見直しを行った。

貸金業者の登録業者数は減少傾向にあり、足元では1,548業者（2023年3月末時点）となっている。一方で、最近では、フィンテックを活用した新たなビジネスとして、ビッグデータや人工知能などのIT技術をマーケティングや与信審査に活用する業者や、スマートフォン等を利用したオンライン完結型の貸付けサービスを提供する業者など、新しい多彩なアイデアを持った新規参入の動きもみられる。

(貸金業者の登録業者数の推移)

	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末
財務（支）局長登録	271	268	268
都道府県知事登録	1,367	1,312	1,280
合計	1,638	1,580	1,548

II 貸金業者に対する金融モニタリング

財務（支）局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2022事務年度は、8業者に対して検査を実施した。

また、業務規制等を踏まえたモニタリングを行ったほか、2022年4月の成年年齢の引下げを踏まえ、18歳・19歳の若年者が収入に比して過大な債務を負うこと

がないよう、日本貸金業協会の自主ガイドライン等の遵守状況や若年者の貸付状況について、検査等によりモニタリングを行った。

III 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（別紙参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、2009年6月18日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも1回行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の34第1項）、2022事務年度においては、2022年11月20日に実施した。

IV 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、2009年10月5日より登録申請の受付を開始している。

なお、2023年6月末現在、27,203人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

V 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、2010年9月30日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、2011年1月から登録講習を実施している。

同講習は毎年1回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の63第1号）、2022事務年度は、計27回実施している。

VI 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第3段階施行（2009年6月18日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、2023年6月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
2010年3月11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
	株式会社日本信用情報機構	東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

貸金業務取扱主任者の資格試験実施状況及び申請状況

(単位:人、%)

	第1回試験 (平成21年6月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	第7回試験 (平成24年11月18日実施)	第8回試験 (平成25年11月17日実施)	第9回試験 (平成26年11月16日実施)	第10回試験 (平成27年11月15日実施)	第11回試験 (平成28年11月20日実施)	第12回試験 (平成29年11月19日実施)	第13回試験 (平成30年11月18日実施)	第14回試験 (令和元年11月17日実施)	第15回試験 (令和2年11月15日実施)	第16回試験 (令和3年11月21日実施)	第17回試験 (令和4年11月20日実施)	合計
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585	11,639	11,680	11,420	11,460	11,885	11,926	11,536	243,316
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186	10,139	10,214	9,958	10,003	10,533	10,491	9,950	216,622
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178	3,095	3,317	3,132	3,001	3,567	3,373	2,644	95,010
合格率	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	31.2	30.5	32.5	31.5	30.0	33.9	32.2	26.6	43.9
申請者数	22,435	7,494	4,311	3,397	2,406	1,395	1,526	1,530	1,435	1,658	1,506	1,676	1,621	1,643	2,008	1,895	-	57,936
申請率	71.6	69.3	54.4	62.1	60.5	58.3	58.7	56.9	57.6	52.2	48.7	50.5	51.8	54.7	56.3	56.2	-	61.0

(注) 「申請者数」は資格試験実施年の翌々年6月末時点の計数。

第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督をめぐり動き

I 前払式支払手段発行者の概況

2010年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下、「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされた。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末
自家型発行者	1,057	1,124	1,165
第三者型発行者	914	890	876
合計	1,971	2,014	2,041

また、資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙等による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務（支）局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトには払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻し手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係」においては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60日より可能な限り長い払戻し申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻し手続については、2022事務年度において、218件実施されている。

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務付けられて

いる。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（1990年10月1日）から2023年6月末までに56件実施されている。

（注）2022事務年度は発行保証金の還付手続を開始した事例なし。

Ⅱ 前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（2022年6月10日公布、2023年6月1日施行）の施行にあわせ、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行する場合における監督上の着眼点を明確にするため、事務ガイドラインを改正した（2023年6月）。また、事業者に対して、資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況についてモニタリングを実施し、実態把握を行うとともに、課題が判明した場合には、改善を促した。

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2022事務年度は、13業者に対して検査を実施した。

Ⅲ 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（2009年1月14日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる」とされた。この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみ認められてきた為替取引を少額の取引（100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引）に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設され、2010年4月1日より施行された。

さらに、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（2020年6月12日公布、2021年5月1日施行）による改正後の資金決済法（以下、「2020年改正資金決済法」という。）において、取り扱う為替取引の額に応じた規制体系が整備され、資金移動業は第一種資金移動業（100万円を超える送金）、第二種資金移動業（100万円以下の送金）及び第三種資金移動業（5万円以下の送金）に区分されることとなった。

資金移動業者数は、2011年3月末の11業者から2023年6月末現在の83業者と増加している。また、年間送金件数及び年間取扱額についても年々増加している。

(年間取扱額及び年間送金件数の推移)

	2019年度	2020年度	2021年度
年間送金件数	454百万件	963百万件	1,548百万件
年間取扱額	23,078億円	39,955億円	54,678億円

IV 資金移動業者に対する金融モニタリング

2022事務年度においては、第一種資金移動業について、第1号案件を含む2社を登録・認可するとともに、第二種資金移動業の登録審査を進めた。また、事業者に対して、資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況についてモニタリングを実施し、実態把握を行うとともに、課題が判明した場合には、改善を促した。

また、新たに全銀システムに接続する資金移動業者に対する監督上の着眼点を明確にするるとともに、無登録業者等への対応を規定するため、事務ガイドラインを改正した(2022年10月)。

厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者(以下「指定資金移動業者」という。)の口座への貸金支払を可能とする労働基準法施行規則の一部を改正する省令(2023年4月1日施行)を踏まえ、指定資金移動業者への監督上の着眼点を明確にするため、事務ガイドラインを改正した(2023年4月)。

資金移動業者は、資金決済法に基づき、金融庁及び財務(支)局が検査を実施しており、2022事務年度は、23業者に対して検査を実施した。

経営管理態勢や外部委託先管理態勢、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク管理態勢に重大な問題が認められた資金移動業者に対して、行政処分を行った。

当庁との連携のもと、日本資金決済業協会において、資金移動サービスの不正利用被害の発生状況や被害が発生した場合の補償状況等について公表を行った(2022年8月、2023年3月)。

V 暗号資産交換業者の概況

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告(2015年12月)を受け、資金決済法を改正し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制や利用者保護の観点から、暗号資産と法定通貨の交換業者について登録制を導入した(2016年6月公布、2017年4月1日施行)。

その後、国内交換業者において顧客からの預り資産の外部流出事案が発生したほか、立入検査により、暗号資産交換業者(みなし業者を含む。)の内部管理態勢等の不備が把握された。また、暗号資産の価格が乱高下し、暗号資産が決済手段

ではなく投機の対象となっているとの指摘も聞かれた。さらに、証拠金を用いた暗号資産の取引や暗号資産による資金調達等の新たな取引が登場した。

こうした状況を受け、2018年3月、「仮想通貨交換業等に関する研究会」が設置された。同研究会の報告書（2018年12月）を踏まえ、資金決済法を改正し、①暗号資産の流出リスクや過剰な広告・勧誘への対応、②暗号資産を用いた証拠金取引や不公正な行為への対応等を行った（2019年6月公布、2020年5月施行）。

このほか、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係」を改正し、上記の暗号資産外部流出事案等を踏まえた一連の検査・モニタリングで把握した問題点や、暗号資産交換業に該当するICOに関する監督上の着眼点を追加した（2019年9月）。

一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を資金決済法に基づく自主規制機関に認定した（2018年10月）。

（注）2020年5月1日付で「日本仮想通貨交換業協会」から「日本暗号資産取引業協会」に名称変更。

VI 暗号資産交換業者に対する金融モニタリング

2023年6月末現在の暗号資産交換業者数は30業者である。暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていないと認められた暗号資産交換業者3者に対して行政処分を行った。

ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の各種トークンの資金決済法上の暗号資産への該当性について、事務ガイドラインを改正し、解釈の明確化を行った（2023年3月24日）。

また、登録業者のビジネスモデルを適切に把握した。その上で、ビジネスモデルの多様化も踏まえ、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等に関する監督上の対応について、事務ガイドラインを改正した（2023年3月24日）。

さらに、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況等について、検査・監督を通じて各社の状況を確認したほか、脆弱性診断の実施、演習・訓練によるサイバーコンティンジェンシープランの実効性向上及びサイバーセキュリティ演習（DeltaWall）への積極的な参加を促した。

暗号資産の新規取扱いについて、日本暗号資産取引業協会において、2022年12月から各事業者による暗号資産審査に一定の裁量を委ねるCASC（Crypto Asset Self Check）制度を導入し、審査の効率化に努めた。この結果、日本暗号資産取引業協会として、暗号資産審査の多くが不要となるとともに、ICO/IEOをはじめとした本邦初の暗号資産の審査に充てる時間をこれまで以上に確保することが可能となった。

IEOに関し、対象事業の実現可能性や利用者保護のために必要な措置等が講じられているかについて審査を実施し、暗号資産交換業者において新規販売がなされた（2022事務年度は2件）。

無登録で暗号資産交換業を行っている疑いのある者5先に対して照会書を発出するとともに、無登録営業を行っていた6先に対して警告書を発出し、業者名

等を公表した。

日本暗号資産取引業協会と、定期的な意見交換会の実施(2022年11月及び2023年6月)等を通じ、登録業者へのモニタリングや無登録業者への対応等について連携した。

また、2022年11月9日、FTX Trading社(グローバル法人)の日本法人であるFTX Japan社が、グローバル法人の方針を踏まえ、利用者財産の引出しを停止したことから、関東財務局は、翌10日、当社に対し、行政処分(業務停止命令(利用者財産の返還は可能)、資産の国内保有命令、業務改善命令)を実施した。

なお、2023年2月21日から、日本法人は利用者財産の返還を開始している。

第4節 SPC等の監督をめぐる動き

I SPC等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（1997年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、1998年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「SPC」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、2000年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。2006年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。2011年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（SPCの届出件数）

2022年3月末	2022年6月末	2023年3月末	2023年6月末
1,029社	1,057社	1131社	1132社

（注1）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

II 資産の流動化の状況

（億円）

	2020年9月末	2021年9月末	2022年9月末
資産対応証券の発行残高等	117,996	122,422	137,584
① 不動産	50,071	51,388	50,765
② 不動産の信託受益権	53,865	57,250	71,233
③ 指名金銭債権	3,523	1,877	1,885
④ 指名金銭債権の信託受益権	379	676	595
⑤ その他	10,157	11,231	13,105

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳

第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、1991年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として、1994年に制定された。

2013年12月には、倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

2017年12月には、小口資金による空き家・空き店舗等の再生を通じた地方創生の推進、観光等の成長分野における良質な不動産ストックの形成の促進を図るため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、③プロ投資家向け事業の規制の見直し等を行う改正法が施行された。

2019年4月には、クラウドファンディング（電子取引業務）を行う事業者の監督を行うにあたり、留意すべき事項を規定する「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」を策定した。

不動産特定共同事業者の数は、2023年6月30日現在240社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が86社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が151社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は2023年6月30日現在121件である。

小規模不動産特定共同事業者の数は、2023年6月30日現在58社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣登録業者が14社、都道府県知事登録業者が44社である。

第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等、社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、2001年6月に確定拠出年金法が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、さらに、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、2023年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は225法人となっている。（別紙1参照）

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数					
	うち銀行	うち協同組織金融機関 (※)	うち保険会社	うち証券会社	その他	
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	207	76	84	11	10	26
2018年6月末	216	76	84	11	13	32
2019年6月末	219	76	83	11	14	35
2020年6月末	221	77	83	12	14	35
2021年6月末	220	76	83	12	15	34
2022年6月末	219	75	83	12	17	32
2023年6月末	225	76	83	12	19	35

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務や監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、2007年6月20日に成立し、2008年12月1日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

2017年4月には、金融審議会「決済業務の高度化に関するワーキンググループ」報告書（2015年12月）において、「記録機関の間での電子記録債権の移動を可能とするための制度整備を行うこと」と提言されたことを受け、記録機関間で電子記録債権を移動するための手続等を規定した改正法が施行された。

なお、政府の「成長戦略実行計画」（2021年6月）等を踏まえ、金融界は、産業界と連携し協力を得ながら、2026年度末までに紙の手形等から電子的決済サービス（電子記録債権またはインターネットバンキングによる振込）への移行を進めており、電子債権記録機関も利用促進に努めている。

電子債権記録機関は、2023年6月末現在5社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	2009年6月24日
SMB C電子債権記録株式会社	2010年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	2010年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	2013年1月25日
T r a n z a x 電子債権株式会社	2016年7月7日

第8節 電子決済等代行業者等の監督をめぐる動き

2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）」により、電子決済等代行業者等に対する登録制が導入された。

電子決済等代行業等に係る登録審査を適切に行うとともに、電子決済等代行業者等の業務特性等を踏まえたモニタリングを行った。また、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ、利用者保護やシステムの安定性の確保を図った。さらに、API接続を巡る課題の特定とその解決に努めていくとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握してきた。銀行と電子決済等代行業者の間における暫定的なスクレイピング接続契約については、概ねAPI方式に移行されてきてはいるものの、一部金融機関ではAPI方式への移行が未了であるため、引き続き継続的なフォローアップを行った。

一般社団法人電子決済等代行事業者協会による認定申請について、銀行法に基づき、電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資する観点から適正な審査を実施し、認定電子決済等代行事業者協会の認定を行った（2023年3月29日）。

2023年6月末現在の電子決済等代行業者等の登録業者数は118業者（うち、電子決済等代行業者が117業者、信用金庫電子決済等代行業者が1業者）となっている。

第9節 金融サービス仲介業者の監督をめぐる動き

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険全ての分野のサービスの仲介を行うことができる「金融サービス仲介業」を創設することを盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第50号）」が、2021年11月1日に施行され、金融サービス仲介業者に対する登録制が導入された。

この法律によって改正された「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、2021年11月1日付で、一般社団法人日本金融サービス仲介業協会が、認定業務を行う者として認定されている。

金融サービス仲介業について、新たに5者を登録し、2023年6月末現在、以下の7者となっている。

金融サービス仲介業の健全な発展及び顧客保護の観点から、自主規制機関とも連携の上、金融サービス仲介業者に対するモニタリングを実施し、金融サービス仲介業の稼働開始や業務運営の状況などについて実態把握を行った。

所管	登録年月日	金融サービス仲介業者名
関東 財務局	令和3年11月1日	株式会社400F
	令和4年3月29日	SCSKサービスウェア株式会社
	令和4年9月13日	株式会社 リクルートペイメント
	令和4年10月5日	株式会社 Habitto
	令和4年11月22日	株式会社 NTTドコモ
	令和5年3月16日	株式会社 SBIネオトレード証券
	令和5年6月26日	株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ

第10節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。

2022 事務年度は、1 協会に対して検査を実施した。

信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類	区 域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
	信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（2023年3月末現在）。

II 政策金融機関等に対する金融モニタリング

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、2003 事務年度から検査を実施している。2015 年 10 月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。